

◆愛知県・愛西市新型コロナウイルス感染症対策協力金(県・市事業)

問 産業振興課 ☎(55)7128

休業要請に協力した事業者に対し、1事業者(所)につき50万円を給付します。

対象者：新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づき、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人およびその他法人

(次の要件1～4に該当すること)

- 1 愛知県内に事業所を有すること(愛知県内に事業所が所在していれば、愛知県外に本店がある企業についても支給対象になります。)
- 2 中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人およびその他法人(社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人)であること
- 3 休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者であること
※詳しい施設の種類・内訳は、市ホームページに掲載。
- 4 休業要請期間【4月17日(金)～5月6日(水)】の全日において、休業または営業時間を短縮したこと

ただし、4月17日は準備・調整などの必要性を踏まえ営業実績があっても可

※1 「大学・学習塾」「博物館」「ホテルまたは旅館」「商業施設」については4月23日(木)～5月6日(水)の全日において休業した場合に支給対象となります。

※2 旅館業法の「旅館・ホテル営業」の許可を得ている、行楽を主目的とするホテルまたは旅館を休業した場合は、4月26日(日)～5月6日(水)の全日において休業した場合に支給対象となります。

【対象についての問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症に関する「県民相談総合窓口(コールセンター)」

☎052(954)7453 (土・日曜日、祝日を含む午前9時～午後5時)

申請方法：郵送

申請先：①市内に本店のある法人、市内に住所(住所地、事業所)のある個人事業主

→愛西市 産業建設部 産業振興課 ※商工会員は愛西市商工会

②県外に本店のある法人、県外に住所(住所地、事業所)のある個人事業主で県内に休業要請対象施設を有する場合

→〒460-8501(住所不要)

愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課

愛知県新型コロナウイルス感染症対策協力金プロジェクトチーム

申請期限：6月30日(火) 郵送必着



◆その他主なもの

・住居確保給付金 離職などで住宅を失うおそれのある方への家賃補助

問 社会福祉課

☎(55)7115

・緊急小口資金(特例)、総合支援資金 収入が減り生活が困難な方への生活費貸付

問 社会福祉協議会

☎(37)3313

・子育て世帯への臨時特別給付金 児童手当(本則給付)受給者へ1万円を上乗せ支給

※公務員の方は、勤務先へお問い合わせください。

問 子育て支援課

☎(55)7118